

コ メ ン ト

濱 英 彦

現状から近い将来へかけて、日本の労働力人口をめぐる基本的な課題は何か、ということが問われるとすれば、その大きな柱として、第1には、労働力需給面における女子労働力人口の性格と位置づけの問題があり、第2には、就業構造面における農業労働力の就業形態の問題があり、第3には、地域間流動面における労働力の集中と分散の問題がある。これら3つの課題はどの1つもがそれぞれに大きな問題であって、近い将来における日本の経済社会に対して、基本的な影響を与えることはまちがいないが、いまやそれらが相互に密接な関連をもちつつ同時に登場しているために、これらを与える全体的な影響のプロセスと帰結とについて、明確な見とおしをつけることもまた、きわめてむずかしい状況にある。

このシンポジウムにおいては、まさにこの3つの基本的な課題が取りあげられたが、各報告に関連して、今後展開が必要とされ期待される1、2の問題点を考えてみたい。

第1の女子労働力人口に関しては、戦前・戦後をとおしての経済社会の長期的な発展のなかで、女子労働力に与えられた全体的役割を確認し、その将来へのすう勢変化を見とおすことが重要であるが、そうした構造的把握をみちびくための具体的分析の1つの観点としては、これまで女子労働力が労働市場において、つまり雇用労働力として果してきた重要な機能である限界供給者として役割を追跡することが有効であろう。

この点で、非農林雇用の女子労働力人口の対前年伸び率を1955～70年についてみるならば、表1にみられるように、1956、62、66、70各年に対前年伸び率はそれぞれ9.3%、7.1%、6.5%、4.6%の頂点を形成し、逆に1959、64、69各年には、3.9%、3.0%、1.7%の底をつくっている。これら各年次の伸び率に与えられる意味は、景気変動の性格に対応して議論すべき課題であるが、いずれにしても、この時系列変動をとおして明らかなことは、1955年以降の経済の高度成長期において、女子の非農林雇用労働力の供給量が大きな波動をえがいたということである。この点は同じ表1における男子雇用労働力の対前年伸び率と比較した場合に、女子のその波の大きさが明瞭である。

問題は今後、若年労働力の急速な供給減少のなかで、いぜんとして、こうした女子雇用労働力の限界供給者的な波動が続くかどうかということである。この点で注目されるのは、表1において、1960～62年に女子の伸び率が高まり、続く1963～65年に低下したことである。この波動はとうぜん景気変動を反映しているが、供給サイドからみれば、このうち前半期は1944～46年の敗戦時前後の出生者が中卒労働力として登場した時期で

表1 男女別非農林雇用者数の対前年伸び率(%) (1955～1970年)

年次	男	女
56	6.8	9.3
57	6.8	8.1
58	4.2	8.4
59	5.5	3.9
60	4.6	6.2
61	4.5	7.0
62	4.6	7.1
63	3.6	3.6
64	3.8	3.0
65	4.1	4.8
66	3.5	6.5
67	2.3	4.1
68	2.9	3.0
69	1.7	1.9
70	2.8	4.6

資料：労働省「労働力調査報告、昭和45年年報」第3表

あって、供給量が縮少し、逆に後半期は、1947～49年のベビー・ブーム期出生者が大量に供給された時期である。それにもかかわらず、伸び率が逆に前半期で高く、後半期で低いことは、需給バランスがもっぱら需要サイドの事情によって決定されたことを意味している。おそらく、この時期には、まだ労働力化の可能性をもつ女子未就業者が広汎に存在していたことになる。

これに対して、1970年以降を考えるならば、この時期には、1954年以降出生の中卒者、1951年以降出生の高卒者が労働力化に入り、この供給母体のいちじるしい縮少によって、今後若年労働力の供給減少は長期にわたって継続することが確定的である。したがって、この時期においても、女子雇用労働力に対して、限界供給者的役割を与え続けることが可能かどうかは疑問である。すでにこの数年來、女子中年層を中心とするパート・タイム就業が急激にひろがっており、これは女子労働力の有配偶化として、それ自体重要な性格であるが*、これを女子労働力に対する基本的な課題として取りあげるとすれば、このようなパート・タイム就業経験者の初期的な一巡ののちには、とうぜん、需要・供給サイドのいずれにおいても、長期的視野に立った女子雇用労働力の定着化に対する明確な意識と位置づけとが要求されるということである。それは具体的には、国や自治体の女子労働に対する保護的あるいは就業援護的な立法や施設、企業における労働条件・労働環境の整備と保証、女子就業者自身の家庭生活と就労との長期的なバランスに対する計画的な配慮など、たんに労働市場における需給関係をこえて、経済社会生活のあらゆる側面にわたる対策を要求する課題であるといえよう。

第2に、農業労働力の就業形態における最大の特徴は、周知のように、今のところ、農家戸数の縮少にあまり結びつくことなく、農業就業人口のみが急激に減少していることである。これは農業経営の立場からいえば、専業→第1種兼業→第2種兼業への急激な傾斜であり、農業センサスによれば、1960年における三者構成比34.3%—33.6%—32.1%に対して、1970年は15.6%—33.7%—50.7%へ移行し、第2種兼業農家が半数をこえた。しかし、この10年間に農家戸数は606万戸から534万戸へ11.8%の減少であり、これは同期間の農業就業人口の減少、1,454万から1,025万へ29.5%減に比べてはるかに小さい。したがって、今後予想される農業労働力の変動については、これまで維持されてきた農家戸数の内部において、すでに進行している就業者全体の就業状態の変化を考慮する必要がある。

この点で、表2に示したのは、1960、65、70各年における農家就業人口の就業状態とその構成比および1960～70年変化率である。この表によれば、就業人口は1960年の1946万から1970年の1701万へ10年間に12.6%減であり、これは前述の農家戸数減11.8%とあまり差がない。これに対して、農業就業人口は29.5%減に達しているから、このギャップは農家内部における「他産業就業人口」が、1960年の492万から1970年の676万へ37.4%の増加によって埋められている。農家戸数534万戸に対してみれば、平均的にどの農家もこのような他産業就業者を含むことになる。

農家内部の他産業就業人口の増加は、結果として農家戸数の急激な減少に対する歯止めとなったはずであり、具体的には、そのような就職機会が通勤可能範囲に得られたことが前提となっている。実際、「農家世帯員の他産業への流出者」を「通勤」と「離村」に区分した場合、1963年以降、「通勤」が過半数をしめ、1970年には61%に達している。こうした通勤化による「土地持ち労働者」の供給は、労働市場の機能からみれば、これはさきの女子雇用労働力と同様に、限界供給者的な性格が濃厚であり、この点で、農業労働力の動向は、それが直接的に農業経営の性格を左右するばかりでなく、女子労働力と同様に、今後、たんなる限界供給者的な農業離脱から、さらに農家戸数減少を結果する農家

* 女子の非農林雇用者数とそのなかにしめる有配偶者数は、1955年が489万に対して100万(20.4%)、1960年が693万に対して169万(24.4%)、1965年が860万に対して300万(34.9%)、1970年が1,086万に対して450万(41.4%)となり、有配偶者(=共かせぎ)は半数に迫る勢いである。

表 2 就業状態からみた農家就業人口・構成比・変化率（1960～65～70年）

区 分	1960		1965		1970		1960～70 人口変化率 (%)
	人 口	構 成 比	人 口	構 成 比	人 口	構 成 比	
就 業 人 口	1946万	100.0	1740万	100.0	1701万	100.0	- 12.6
農 業 就 業 人 口	1454万	74.7	1151万	66.2	1025万	60.3	- 29.5
自家農業にのみ従事	1310万	67.3	961万	55.3	843万	49.5	- 35.6
他産業にも従事したが 自家農業従事が主	145万	7.4	190万	10.9	182万	10.7	26.1
他産業就業人口	492万	25.3	588万	33.8	676万	39.7	37.4
他産業のみに従事	181万	9.3	195万	11.2	155万	9.1	- 14.5
自家農業にも従事したが 他産業従事が主	311万	16.0	393万	22.6	521万	30.7	67.4

資料：農林省「1970年世界農林業センサス結果概要〔Ⅲ〕農家調査その2」第7表（P.5）より計算

離脱へとむかう中高年労働力に対して、明確な位置づけが要求される問題である。おそらく、日本の農業経営の在り方は、むしろこの農家中高年労働力に対する配慮の方向によって基本的に決定されることとなろう。

第3に、労働力の地域間流動において、具体的な課題の一つは、すでに大都市圏内に集積した人口の分散が、今後、どの程度まで進行しうるか、あるいはどこまで計画的に分散可能であるかの見とおしであろう。この点についての実績を府県間の人口流動で追跡してみると、1955～65年に、それまで大量の流入超過を続けてきた大都市圏中心部の各都府県が、頂点を形成して入超分の縮小に転じている。東京（頂点1957年、以下同様）、大阪（1961）、兵庫（1961）、愛知（1963）、神奈川（1964）の5地域の傾向がそれをあらわしており、とくに東京は1967年以降流出超過に低下した。

これに対して、同じ1955～65年に、明瞭に流入超過に転じた地域は、埼玉（1955）、千葉（1957）、京都（1961）、静岡（1962）、奈良（1963）、広島（1963）の6県であり、大都市圏の内周部を中心とするグループといってよい。

その後、1965年以降には、さらに滋賀（1968）、茨城（1969）、栃木（1969）、岡山（1969）、岐阜（1970）の5県が流入超過に到達しており、これらは大都市圏外周部を形成する地域である。

このような大都市圏中心部・内周部・外周部の合計16都府県に関するかぎり、人口の分散はあきらかに、年代を経過するにしたがって、地域的連続性を維持しつつ進行している。したがって、今までのところ、人口分散は都心部からの波及効果的な性格が及ぶかぎりにおける分散であり、いぜんとして大都市圏の外延的拡大といってよい。もしこの限界内での分散が今後もしばらく続くのであれば、当面、それ以外の流出超過地域の人口量は、相対的には、大都市圏内地域との格差を拡大することになろう。

おそらく、本来の地域開発計画は、過密対策的・隘路打開的な大都市圏内分散ではなくて、長期的視野に立つ人口・施設・資本の再配置であって、それを実行可能にする強力な土地利用の促進と規制および高水準の先行的社会資本投下が、1970年以降、いよいよ現実に必要なとされる段階に入ってきたといえよう。したがって、流入超過地域が16都府県以上にひろがるかどうかは、今後の地域開発計画の考え方にかかっているとみてよい。

以上、コメントというよりは、3つの報告に関連して、今後さらに分析と討論をすすめるための基礎的な課題を提供した。